

## 社会福祉法人射水市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

第1条 この規程は、社会福祉法人射水市社会福祉協議会定款第10条及び第25条並びに社会福祉法人射水市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、社会福祉法人射水市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の理事、監事(以下「役員」という。)、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 報酬及び費用弁償の額は別表のとおりとする。

第3条 役員が任期の途中でその職を辞任した場合は、辞任した日までの報酬を支給する。また、補欠により就任にした役員の場合は、就任した日から支給する。

2 前項の規定に基づく報酬の日割り計算は職員給与規程を準用する。

3 報酬は毎月支給する。

4 費用弁償は9月及び3月に支給する。

第4条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が職務により旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用の弁償の額は、社会福祉法人射水市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程による。その場合の支給区分は別表のとおりとする。

第5条 前3条の規定は、行政機関から選任されている役員及び評議員には適用しない。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表

役職名	報酬額	費用弁償額	旅費支給区分
会 長	月額10,000円	1回2,000円	会 長
副会長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員	—	1回2,000円	役員(顧問を含む)、評議員、評議員選任・解任委員
常務理事	理事会の議決を経て会長が定める。	—	

常務理事に支給する報酬の額について

報 酬 額	月額 200,000円以内
-------	---------------

このことについては、平成18年7月1日より適用する。